

31 監 査 第 85 号
令和元年 8 月 6 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 森 下 利 久

同 坂 田 憲 治

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和元年6月10日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和元年6月10日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同月28日に請求人が行った陳述及び同日付けで提出された事実証明書（以下「措置請求書等」という。）により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の趣旨

監査委員に対して、愛知県（以下「県」という。）が一宮市民生児童委員協議会連絡会長に平成25年度から平成29年度までの間に支払った民生委員協議会活動費交付金（以下「交付金」という。）10,634,080円のうち、①交付基準額の減額分148,550円（以下「請求人の主張①」という。）と②交付過払額8,015,474円（以下「請求人の主張②」という。）の合計8,164,024円を返還させるための必要な措置をとるよう、愛知県知事に勧告することを求める。

2 請求の理由（問題点）

交付金は、民生委員協議会活動費交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、各単位民生委員協議会の定数に従い、一宮市民生児童委員協議会連絡会長に支払われている。しかし、少なくとも次の諸点から返還請求を求める。

(1) 請求人の主張①について

- ア 民生委員協議会の開催回数が年12回に満たない先がある。交付基準額の減額が必要であり、詳細は、別記「1 請求人の主張①の詳細（民生委員協議会の開催回数）」のとおりである。
- イ 各単位民生委員協議会の報告書について、一宮市が活動実績等を基に作成していることは問題である。
- ウ 事実に基づく報告書が作成されていないことは問題である。
- エ 活動報告等の提出の取決めもなく、全単位民生委員協議会で提出されていないことは問題である。
- オ 報告が正しいとした場合、精算書とつじつまが合わないことは問題である。

(2) 請求人の主張②について

- ア 交付要綱に規定されていない経費が対象となっていることは問題であり、詳細は、別記「2 請求人の主張②の詳細（交付金の過払額）」のとおりである。また、交付対象経費の解釈等を場当たりに一宮市が行っている。
- イ 各単位民生委員協議会の収支計算書又は現金出納簿を基に一宮市が作

成していることは問題である。交付対象経費が収支計算書で区別されているところは、宮西連区、神山連区、西成連区、大和町連区、萩原町連区の5連区のみである（神山連区の平成28年度は除く。）。

ウ 各単位民生委員協議会の収支計算書に粉飾及び間違いがあることは問題である。

エ 交付要綱によれば、各単位民生委員協議会の収支計算書又は現金出納簿の写し（原本証明）を愛知県知事に送付することになっているが、県、一宮市からの入手分に違いがあり、原本が2種類あることは問題である。本来、県に対して収支計算書等の写し（原本証明）を提出することになっているが、原本の写しでないものが原本の写しとして提出されている。

オ 全額交付金を支払うための改ざんを一宮市が行っていることは問題である。本来、各単位民生委員協議会が作成し、それをチェックする立場にある一宮市自身で作成し、交付金を全額支払うことを仕事として、不足分については基になる収支計算書等を、電話等で質問し、つじつまが合うよう自ら修正したり、FAXで取り寄せたりし、更に不足分については、一宮市が改ざんを行って全額支払っていたことは明らかである。

カ 精算額に影響を及ぼす明細書等との間違いを、一宮市が見逃していることは問題である。

キ 一宮市は、県及び一宮市の民生委員協議会に対する交付金を規定どおり全額支払うことを前提としており、領収書等のチェックを県、一宮市ともほとんど行っていないことは問題である。

ク 現在、一宮市民生児童委員協議会連絡会長が会長を務めている大和連区においては、本来、模範的处理をしなければならない立場であるにもかかわらず、領収書等の確認もなく、公金の精算が行われていることは問題である。

第2 要件審査

監査の実施に当たり、本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかどうかについて審査を行ったが、その結果は次のとおりである。

1 監査の対象としなかった事項及びその理由

請求人は、住民監査請求において適法に監査を求めるためには、法第242条の要件に適合した主張をしなければならない。

(1) 違法性・不当性

住民監査請求において、請求人は、違法又は不当と主張する財務会計行為について、単なる個人的な憶測や見解を述べるのでは足りず、その理由や事

実を具体的に示さなければ、財務会計行為を違法又は不当とする理由にならない。

この点、請求人の主張①のうち、大志連区に関する交付基準額の減額についての主張並びに別記「2 請求人の主張②の詳細（交付金の過払額）」中の「3 交付対象外経費の明細書」のうち、2 飲み物代（要確認）、8 お礼・手土産、9 お茶、11 講師謝礼及び12 不明についての請求は、いずれもこの要件に適合する具体的な請求がなされていると認めることはできず、これを却下する。

(2) 特定性・具体性

住民監査請求において、請求人は、対象とする財務会計行為を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、事柄の性質上個々の支出ごとに判断することができる程度に、当該行為を他の事項から区別して特定認識できるよう個別的、具体的に摘示することを要する。

この点、請求人の主張②に関して、別記「2 請求人の主張②の詳細（交付金の過払額）」中の「3 交付対象外経費の明細書」の各項目について検討するに、1 交通費、4 出張旅費及び5 参加費についての請求は、いずれも連区ごとに年度別の金額が列挙されているが、措置請求書等の全体の趣旨を総合しても、個々の支出ごとに区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示し請求しているものと認めることはできず、これを却下する。

2 請求の受理

以上のとおりであり、請求人の主張①のうち、交付基準額の減額70,428円（神山連区、富士連区、奥町連区、萩原町連区及び小信中島連区）及び北方町連区の民生委員協議会の開催回数並びに請求人の主張②のうち、交付対象外経費（3 尾西合同研修、6 日当、7 自主研修及び10 昼食代）791,289円については、法第242条の要件に適合していると認められるので、適法な請求として判断する。

第3 監査の実施

前記要件審査の結果を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

県が一宮市民生児童委員協議会連絡会長に対して、平成25年度から平成29年度までの間に支払った民生委員協議会活動費交付金

2 監査対象機関

福祉局福祉部地域福祉課及び愛知県尾張福祉相談センター

3 関係人調査

一宮市民生児童委員協議会、神山連区民生児童委員協議会、富士連区民生児童委員協議会、奥町連区民生児童委員協議会、萩原町連区民生児童委員協議会、小信中島連区民生児童委員協議会、三条連区民生児童委員協議会及び大徳連区民生児童委員協議会に対して、法第199条第8項の規定に基づき関係人調査を実施した。

第4 監査結果

1 前提となる事実

(1) 関係法令等の定め

本件住民監査請求に係る法令等の定めは、別紙「関係法令等の定め」のとおりである。なお、請求人の主張①及び②を監査するに当たり必要な関係法令等は、以下のとおりである。

ア 交付要綱

請求人が交付金の返還を求めている期間は、「平成25年度から平成29年度まで」であり、この間に交付要綱は4回改正されている。しかし、次の交付手続に変更はなかった。

(ア) 交付額に関する減額について、「民生委員協議会の開催回数が年12回に満たない場合は、未開催月における民生委員定数に一定額を乗じて得た額を減額する。」としている。

(イ) 「算定基準による額を交付する。ただし、民生委員協議会の開催経費の支出決算額が、この算定基準による算定額を下回った場合は、当該支出決算額とする。」としている。

(ウ) 交付の対象となる経費は、「1 民生委員協議会の資料作成・購入費
2 民生委員協議会の会議費・研究会費 茶代、会場借上料及び講師謝礼を含む。
3 民生委員協議会で必要とする通信費」と明記している。

なお、愛知県尾張福祉相談センターが一宮市を含む管内市町に通知した文書には、「会議・研修後の懇親会費用、食事代、研修目的とは関係ない施設見学科等は経費の対象外です。」と記載されていた。

イ 民生委員法

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得を

させること。

六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

(2) 民生委員と本県における援助の重要性

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行う役割を使命としている。高齢者、障がい者、児童など支援を要する人々に対し、常に住民の立場に立って身近な相談役、良き支援者として、相談・支援活動を通して地域住民との信頼関係を築くとともに、高齢者世帯の把握など災害時における要援護者に係る情報把握・安否確認などの分野においても、重要で欠かすことのできない役割を果たしている。

他方、民生委員に対しては、活動を行うための実費弁償費用である活動費用弁償費や協議会活動費交付金などの支給はあるものの、ボランティアとしての活動であるため給与の支給はない。このような状況の下、本県においても、民生委員協議会活動の進展を図るための財政的な援助は、重要な事業である。

(3) 連区民生児童委員協議会

民生委員法第20条第1項は、「民生委員は、(中略) 民生委員協議会を組織しなければならない。」とし、同条第2項は、「(前略) 市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、(中略) 一区域としなければならない。」と定めている。

一宮市の区域においては、23の区域ごとにそれぞれ地域名を冠した連区民生児童委員協議会(単位民生委員協議会)を設けており、地域名は、宮西、貴船、神山、大志、向山、富士、葉栗、西成、丹陽町、浅井町、北方町、大和町、今伊勢町、奥町、萩原町、千秋町、起、小信中島、三条、大徳、朝日、開明、木曾川町である(以下、それぞれの連区民生児童委員協議会は、略して地域名を付した「〇〇連区」という。)

また、一宮市内の民生委員全員をもって一宮市民生児童委員協議会が組織されており、当該協議会を代表し、会務を総轄する者として、連絡会長が置かれている。

(4) 交付金の支出

県が一宮市民生児童委員協議会連絡会長に対して、平成25年度から平成29年度までの間に支払った交付金については、同連絡会長からの交付金の交付の申請に基づき、次表のとおり、支出されていた。

年 度	交 付 決 定 日	交 付 金 額
平成25年度	平成25年5月29日	2,127,040円
平成26年度	平成26年5月28日	2,122,240円

平成27年度	平成27年5月28日	2,122,240円
平成28年度	平成28年6月8日	2,132,120円
平成29年度	平成29年5月26日	2,130,440円

また、各年度の交付金の交付決定の通知には、いずれも「交付条件」として、「この交付金の対象となる事業は、民生委員協議会活動費交付金交付要綱に基づき、市町民生委員協議会の代表者が民生委員法第24条の規定による民生委員協議会を開催するために必要な経費に対して交付するものである。したがって、本事業の遂行の目的以外に使用してはならない。」と付記されていた。

(5) 実績報告及び交付金の額の確定

平成25年度から平成29年度までの間において、一宮市民生児童委員協議会連絡会長から愛知県知事に提出された交付金に係る実績報告及び愛知県尾張福祉相談センター長による交付金の額の確定は、次のとおりであった。

ア 平成25年度

一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、平成26年4月9日付けで、愛知県知事に対し、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第13条に基づき「平成25年度民生委員協議会開催実績について」を提出して、交付金に係る実績報告をした。

そして、愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、同月22日付けで、規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を2,127,040円と確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に書面で通知した。

イ 平成26年度

一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、平成27年4月8日付けで、愛知県知事に対し、規則第13条に基づき「平成26年度民生委員協議会開催実績について」を提出して、交付金に係る実績報告をした。

そして、愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、同月22日付けで、規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を2,122,240円と確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に書面で通知した。

ウ 平成27年度

一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫は、平成28年4月6日付けで、愛知県知事に対し、規則第13条に基づき「平成27年度民生委員協議会開催実績について」を提出して、交付金に係る実績報告をした。

そして、愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、同月22日付けで、規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を

2, 122, 240円と確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長櫻井征夫に書面で通知した。

エ 平成28年度

一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘は、平成29年4月中に、愛知県知事に対し、規則第13条に基づき「平成28年度民生委員協議会開催実績について」を提出して、交付金に係る実績報告をした。

そして、愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、同年5月16日付けで、規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を2, 132, 120円と確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘に書面で通知した。

オ 平成29年度

一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘は、平成30年4月10日付けで、愛知県知事に対し、規則第13条に基づき「平成29年度民生委員協議会開催実績について」を提出して、交付金に係る実績報告をした。

そして、愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、同年5月22日付けで、規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を2, 130, 440円と確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長太田一弘に書面で通知した。

2 請求人の主張①について

(1) 請求人の主張①のうち判断対象の要旨と検討手順

ア 請求人は、県が一宮市民生児童委員協議会連絡会長に対して支出した交付金について、民生委員協議会の開催回数が年12回に満たないにもかかわらず交付額の減額がされていないことから、神山連区、富士連区、奥町連区、萩原町連区及び小信中島連区につき合計70, 428円を減額し、これを返還させなければならないと主張している。なるほど、交付要綱によれば、民生委員協議会の開催回数が年12回に満たない場合は、特段の例外もなく、未開催月における民生委員定数に一定額を乗じて得た額を減額するとされている。

イ 交付金の返還の要否の対象となる「民生委員協議会の開催」とは、どのような活動を想定しているのかについて、これを定義した法令等はなく、解釈の問題となる。本県においても、民生委員協議会活動の進展を図るための財政的な援助が、重要な事業であることは、前述のとおりである。

そこにおいて、「民生委員協議会の開催」は、形式的な会議体の開催にとどまらず、民生委員法第24条に規定された民生委員協議会の任務が尽くされていると認められる行事や企画であれば、その開催があったと解

積することが、適正かつ合理的である。したがって、七夕祭り、敬老会、運動会、チャレンジ大会、保育園発表会、卒園式などの各種地元行事や企画、役員会、研究会などにおいて、そこに相当数の民生委員の参加が認められ、かつ、同条第1項各号のいずれかに該当するのであれば、「民生委員協議会の開催」に該当すると考えられる。

ウ この解釈を踏まえ、以下のとおり、交付要綱に定める「民生委員協議会の開催回数が年12回」を満たしているか否かを確認し、返還義務の有無について、民生委員協議会ごとに具体的検討を行ったが、交付額を減額すべき理由は認められなかった。

(2) 神山連区

ア 認定した事実

(ア) 県に提出された「平成25年度民生委員協議会開催実績について」のうち「2 経費精算書」には、神山連区の「開催回数」が12回と記載されていた。

(イ) 一方、神山連区が作成し一宮市に提出した平成25年度の「事業活動報告書」には、行事や各種活動が24回行われた旨、記載されていた。同報告書には、「民生協議会」が7回、「研修旅行」が1回、「研修会」が1回と記載されており、相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。

(ウ) 平成25年度当時の民生委員協議会の具体的な開催や活動の状況は不明であるものの、例年、少なくとも保育園の入園式（4月）、七夕まつり（7月）、敬老会（9月）、運動会（10月）及び卒園式（3月）に相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。

イ 判断

神山連区につき、県に対して民生委員協議会の開催回数が12回であると報告されているところ、一宮市に対しては「民生協議会」の開催が7回であると報告していることが認められた。この点、形式的には齟齬があるものの、実際の活動実績として、連絡調整を行う会合である「民生協議会」7回に加えて、各種研修や保育園の行事に5回以上、相当数の民生委員が参加しており、これらの活動は民生委員協議会の任務の範囲であると認めることができる。そこで、平成25年度の民生委員協議会の開催回数は、年12回以上であったことが認められる。

ところで、請求人は、平成25年度の民生委員協議会の未開催月数が3か月あると主張しているが、いずれの月の開催を未開催としているのか判然としないものの、上記のとおり平成25年度の民生委員協議会の開催回数が、年12回以上であったと認めることを妨げるものではない。

(3) 富士連区

ア 認定した事実

- (ア) 平成25年度から平成28年度までの間の「民生委員協議会開催実績について」のうち「2 経費精算書」には、富士連区の「開催回数」がいずれも12回と記載されていた。
- (イ) 一方、富士連区が作成し一宮市に提出した平成25年度（同連区における事業年度は、平成24年12月から平成25年11月まで。以下、翌年度以降も同じ。）及び平成26年度の「事業・活動報告書」には、平成25年4月から平成26年3月までの間に行事や各種活動が30回行われた旨、記載されていた。そのうち「民生児童委員協議会」又は「地区民児協」が5回、「民生児童委員協議会研修旅行」が1回、「研修会」が1回記載されており、相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。
- (ウ) 富士連区が作成し一宮市に提出した平成26年度及び平成27年度の「事業・活動報告書」には、平成26年4月から平成27年3月までの間に行事や各種活動が27回行われた旨、記載されていた。そのうち「地区民児協」が6回、「民児委員全員研修会」が1回記載されており、相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。
- (エ) 富士連区が作成し一宮市に提出した平成27年度の「事業・活動報告書」及び平成28年度の「事業活動予定表」には、平成27年4月から平成28年3月までの間に行事や各種活動が28回行われた旨、記載されていた。そのうち「地区民児協」が4回、「自主民協研修会」、「民生児童委員全員研修会」又は「地区民児協自主研修会」が3回記載されており、相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。
- (オ) 富士連区が作成し一宮市に提出した平成28年度の「事業活動予定表」には、平成28年4月以降に行事や各種活動が25回行われた旨、記載されていた。そのうち「地区民児協」又は「民児協打合せ」が4回、「民児協一泊研修」が1回記載されており、相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。
- (カ) 例年、少なくとも保育園の入園式（4月）、七夕まつり（7月）、敬老会（9月）、運動会（10月）、発表会（2月）及び卒園式（3月）並びに一宮市立富士小学校における学校外活動推進事業である「富士チャレンジ大会」（11月）に相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。

イ 判断

富士連区につき、県に対して平成25年度から平成28年度までの間の民

生委員協議会の開催回数がいずれも12回であると報告されているところ、一宮市に対しては、平成25年度の「民生児童委員協議会」又は「地区民児協」が5回、平成26年度の「地区民児協」が6回、平成27年度の「地区民児協」が4回、平成28年度の「地区民児協」又は「民児協打合せ」が4回であると報告している。この点、形式的には齟齬^{そご}があるものの、実際の活動実績として、これらの連絡調整を行う会合に加えて、各種研修や保育園の行事、富士チャレンジ大会に、平成25年度は7回以上、平成26年度は6回以上、平成27年度は8回以上、平成28年度は8回以上、相当数の民生委員が参加しており、これらの活動は民生委員協議会の任務の範囲であると認めることができる。そこで、平成25年度から平成28年度まで、民生委員協議会の開催回数は、いずれも年12回以上であったと認められる。

ところで、請求人は、民生委員協議会の未開催月数が、平成25年度に4か月、平成26年度に2か月、平成27年度に3か月、平成28年度に1か月であると主張しているが、いずれの月の開催を未開催としているのか判然としないものの、前述のとおり平成25年度から平成28年度までの間の民生委員協議会の開催回数が、いずれも年12回以上であったと認めることを妨げるものではない。

(4) 奥町連区

ア 認定した事実

- (ア) 「平成28年度民生委員協議会開催実績について」のうち「2 経費精算書」には、奥町連区の「開催回数」が12回と記載されていた。
- (イ) 奥町連区が作成し一宮市に提出した平成28年度（同連区における事業年度は、平成27年12月から平成28年11月まで）の「奥連区民生児童委員協議会活動記録」には、平成28年4月以降に行事や各種活動が21回行われた旨、記載されていた。そのうち「民生児童委員協議会開催」又は「民生児童委員協議会」が3回、「民生児童委員会研修」が1回、「奥連区民生児童委員日帰り研修」が1回記載されており、相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。
- (ウ) 平成28年度当時の民生委員協議会の具体的な開催や活動の状況は一部不明ではあるものの、原則、毎月第2・第4水曜日に実施される小学校の下校時の見守り活動である「セーフティボランティア活動」には、毎回ほぼ全ての民生委員が活動に参加していたことを関係人調査により確認した。

イ 判断

奥町連区につき、県に対して民生委員協議会の開催回数が12回であると報告されているところ、一宮市に対しては「民生児童委員協議会」の開

催が3回であると報告していることが認められた。この点、形式的には齟齬があるものの、実際の活動実績として、連絡調整を行う会合である「民生児童委員協議会」3回に加えて、各種研修やセーフティボランティア活動に9回以上、相当数の民生委員が参加しており、これらの活動は民生委員協議会の任務の範囲であると認めることができる。そこで、平成28年度の民生委員協議会の開催回数は、年12回以上であったと認められる。

ところで、請求人は、平成28年度の民生委員協議会の未開催月数が1か月あると主張している。いずれの月の開催を未開催としているのか判然としないものの、上記のとおり平成28年度の民生委員協議会の開催回数が、年12回以上であったと認めることを妨げるものではない。

(5) 萩原町連区

ア 認定した事実

(ア) 「平成27年度民生委員協議会開催実績について」のうち「2 経費精算書」には、萩原町連区の「開催回数」が12回と記載されていた。

(イ) 萩原町連区が作成し一宮市に提出した平成27年度（同連区における事業年度は、平成26年12月から平成27年11月まで。以下、翌年度以降も同じ。）及び平成28年度の事業内容には、平成27年4月から平成28年3月までの間に行事や各種活動が70回行われた旨、記載されていた。そのうち「萩原町連区民生児童委員協議会」が4回、「萩原町連区民生児童委員協議会研修旅行」（1泊2日）が1回、「民生・児童委員協議会全員研修会」が1回記載されており、相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。

(ウ) 例年、少なくとも保育園の入園式（4月）、七夕まつり（7月）、おじいちゃん・おばあちゃんの会（9月）、運動会（10月）、発表会（2月）及び卒園式（3月）に相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。

イ 判断

萩原町連区につき、県に対して民生委員協議会の開催回数が12回であると報告されているところ、一宮市に対しては「萩原町連区民生児童委員協議会」の開催が4回であると報告していることが認められた。この点、形式的には齟齬があるものの、実際の活動実績として、連絡調整を行う会合である「萩原町連区民生児童委員協議会」4回に加えて、各種研修や保育園の行事に8回以上、相当数の民生委員が参加しており、これらの活動は民生委員協議会の任務の範囲であると認めることができる。そこで、平成27年度の民生委員協議会の開催回数は、年12回以上であったことが認められる。

ところで、請求人は、平成27年度の民生委員協議会の未開催月数が2か月あると主張している。いずれの月の開催を未開催としているのか判然としないものの、上記のとおり平成27年度の民生委員協議会の開催回数が、年12回以上であったと認めることを妨げるものではない。

(6) 小信中島連区

ア 認定した事実

(ア) 「平成27年度民生委員協議会開催実績について」のうち「2 経費精算書」には、小信中島連区の「開催回数」が12回と記載されていた。

(イ) 小信中島連区が作成し一宮市に提出した平成27年度（同連区における事業年度は、平成26年12月から平成27年11月まで）には、平成27年4月以降に行事や各種活動が51回行われた旨、記載されていた。そのうちに「小信中島連区民児（4月17日）」、「小信中島連区民生児童委員協議会（6月12日）」及び「小信中島民児協協議会（10月30日）」と記載されており、相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。

(ウ) 「活動事業報告書」に記載されていたものも含め、平成27年4月17日、同月24日、同年5月15日、同年6月12日、同年7月15日、同年8月21日、同年9月5日、同年10月9日、同月30日、同年12月4日、平成28年2月12日、同年3月4日に、打合せ等のため民生児童委員協議会が開催されるとともに、平成27年11月24日に研修旅行が実施されており、相当数の民生委員が参加していることを関係人調査により確認した。

イ 判断

小信中島連区につき、県に対して民生委員協議会の開催回数が12回であると報告されているところ、一宮市に対しては「小信中島連区民児」、「小信中島連区民生児童委員協議会」及び「小信中島民児協協議会」の開催が3回であると報告していることが認められた。この点、形式的には齟齬があるものの、実際の活動実績として、一宮市に報告をしたほかにも連絡調整を行う会合や各種研修に9回以上、相当数の民生委員が参加しており、これらの活動は民生委員協議会の任務の範囲であると認めることができる。そこで、民生委員協議会の開催回数は、平成27年度の年12回以上であったと認められる。

ところで、請求人は、平成27年度の民生委員協議会の未開催月数が1か月あると主張している。いずれの月の開催を未開催としているのか判然としないものの、前述のとおり平成27年度の民生委員協議会の開催回数が、年12回以上であったと認めることを妨げるものではない。

(7) 北方町連区

請求人は、北方町連区につき平成26年度の民生委員協議会の開催月数が16回であったことを問題にしているようである。

しかし、交付要綱によれば、未開催月数に応じた交付金の減額は、民生委員協議会の開催回数が年12回に満たない場合に行うものであるため、請求人の主張は問題とされない。

3 請求人の主張②について

(1) 請求人の主張②のうち判断対象の要旨と検討手順

ア 請求人は、交付の対象とならない経費が交付額として計上されており、別記「2 請求人の主張②の詳細（交付金の過払額）」中の「3 交付対象外経費の明細書」のうち、3尾西合同研修、6日当、7自主研修及び10昼食代の合計791,289円が交付対象外経費であると主張している。

この点、交付要綱では「算定基準による額を交付する。ただし、民生委員協議会の開催経費の支出決算額が、この算定基準による算定額を下回った場合は、当該支出決算額とする。」としている。したがって、各民生委員協議会の支出決算額から交付の対象とならない経費を減額した結果、当該支出決算額が算定基準によって交付された額を下回った場合は、その差額を精算しなければならない。

イ 交付要綱によれば、「交付の対象となる経費」は「1 民生委員協議会の資料作成・購入費 2 民生委員協議会の会議費・研究会費 茶代、会場借上料及び講師謝礼を含む。3 民生委員協議会で必要とする通信費」と明記されている。

また、愛知県尾張福祉相談センターが一宮市を含む管内市町に通知した文書には、「会議・研修後の懇親会費用、食事代、研修目的とは関係ない施設見学料等は経費の対象外です。」と記載されていた。

ウ 上記の経費中、「会議費・研究会費」に定義はないが、会議費は、税務上の取扱いを参考にすれば、「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」と考えられており、一定の食事代（飲食代）を予定している。他方、愛知県尾張福祉相談センターは、食事代（飲食代）について、会議・研究会に言及せずに交付の対象となる経費から除外している。ここにおいて、当該経費として認められる会議費における食事代（飲食代）と、当該経費として認められない食事代（飲食代）との内容をどのように考えるべきかが問題となる。

この点、会議中に一定の食事（飲食）が伴うことは、ままた見られるところであり、それを否定する理由はない。愛知県尾張福祉相談センターの通知文についても、交付の対象となる経費として認められる会議費との整合性からしても、食事提供の状況や金額に関わりなく一切の「食事代」を

当該経費として否定しているとまでは考えられない。そこで、当該経費として認められる食事代の目安は、いくらと考えるべきかが問題となる。ここにおいても明確な基準があるわけではないが、「愛知県職員倫理規程」においては、同規程の解説で「会議等への出席者の顔ぶれ等によっても異なるが、基本的には職務として出席した会議において利害関係者から飲食物の提供を受ける場合にあつては2～3千円、自己の費用を負担して職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における飲食の場合にあつては3～5千円程度までの飲食が「簡素な飲食」に該当する。」としている。この内容は、会議費に関する税務処理の実務感覚からしても違和感がない。そこで、この金額を一応の目安としても問題はないと考えられる。

(2) 3 尾西合同研修について

ア 認定した事実

(ア) 尾西地区民生児童委員合同勉強会（請求人は「尾西合同研修」と称している。）は、尾西地区の6つの連区（起連区、小信中島連区、三条連区、大徳連区、朝日連区及び開明連区）の民生委員を対象とした合同勉強会であり、尾西地区の6つの連区で構成する尾西地区民生児童委員協議会が主催しており、当該合同勉強会の次第は、開会、会長挨拶、講演、食事懇談会及び閉会であることを関係人調査により確認した。

(イ) 当該合同勉強会の負担金は、民生委員1人当たり3,000円であった。尾西地区の6つの連区から尾西地区民生児童委員協議会に対して、負担金が支払われており、同協議会から6つの連区に対し領収証が発行されていた。平成25年度から平成29年度までの間において、尾西地区の6つの連区の民生委員総数は98人であり、負担金総額は各年度294,000円であることから、平成25年度から平成29年度までの間の合計額は1,470,000円であった。また、民生委員1人当たりの負担金3,000円のうち、平成25年度は2,100円相当が、平成26年度から平成29年度までの間は2,300円相当が、食事懇談会の弁当代として支出されたことを関係人調査により確認した。

イ 判断

請求人は、平成25年度から平成29年度までの間の参加者負担金の一部である672,000円について「ほとんどが食事代」であるから、交付の対象となる経費以外の用途に使用されたものであると主張している。

この点、本件は、尾西地区民生児童委員合同勉強会に対する参加者負担金であることから、当該負担金が交付要綱に「交付の対象となる経費」として掲げられた「会議費・研究会費」に該当することに疑いはない。

なるほど、本件では1人当たりの負担金3,000円のうち、2,100円あるいは2,300円相当が食事代であったことからすれば、「ほとんどが食事代」との請求人の指摘も理解できないわけではない。

しかしながら、本件食事代は、尾西地区民生児童委員合同勉強会の食事懇談会に伴い提供されており、1人当たり2,100円あるいは2,300円の弁当代であったことからすれば、前述の目安からして、これを交付要綱における「会議費・研究会費」として認めることに、違法性又は不当性があるとまではいえない。

したがって、本件について、交付の対象となる経費以外の用途に使用したとはいえず、請求人の主張には理由がない。

(3) 6 日当について

ア 認定した事実

(ア) 「平成29年度民生委員協議会開催実績について」の北方町連区に係る添付資料である「平成29年度収支計算書」のうち「その他(57,500)」円の「説明」欄には、「日当相当」と記載されていた。

(イ) 「平成29年度民生委員協議会開催実績について」のうち「2 経費精算書」の「北方町連区」の「支出金額」欄には「138,276」円、「交付基準額」欄には「73,000」円と記載されていた。

イ 判断

請求人は、本件の「日当」57,500円を「対象品目外」と主張しているが、これは、平成29年度の北方町連区の収支計算書に記載された「日当相当」は、交付の対象となる経費の項目に明示されていないので、当該経費以外の用途に使用したとして交付金の返還を主張しているものと解される。

この点、本件の「日当」の具体的な内容が明らかでないので、交付金の趣旨に沿った内容か否かは不明である。本件では、この内容に言及するまでもなく、平成29年度の北方町連区における支出金額は138,276円であることから、仮に、本件の「日当」57,500円を控除したとしても、その残額が、交付基準額73,000円を下回ることはないので、交付金の過払額が生じる余地がない。

したがって、本件の「日当」57,500円に関する請求人の主張は、不当利得返還請求権に基づき返還を請求する前提を欠くものであって、理由がない。

(4) 7 自主研修について

ア 認定した事実

(ア) 市議会傍聴研修

a 「平成26年度民生委員協議会開催実績について」の添付資料である

「平成26年大徳連区民生・児童委員連絡協議会収支計算書」の「B 支出の部」のうち「2 自主研修費」の「説明」欄には、「市議会傍聴研修27,940」円と記載されていた。

b 「平成26年度民生委員協議会開催実績について」のうち「2 経費精算書」の「大徳連区」の「支出金額」欄には「190,371」円、「交付基準額」欄には「78,488」円と記載されていた。

(4) 自主事業

「平成27年度民生委員協議会開催実績について」の大徳連区に係る添付資料である「H27年協議会決算細部資料」の「4 自主事業」のうち交付金が充当されている経費として、高齢者への声かけ運動に用いた「ネピア（ティッシュ）6,294円」並びに地域における開催事業であるふれ合いの集いに用いた「お茶100本4,929円」、講師への「出演料5,000円」、「紙代水色上質紙100枚入306円」及び「コピー代1,300円」が記載されており、これらの合計金額は17,829円であった。

イ 判断

請求人は、本件自主研修45,769円について「ほとんど食事代分あり」と主張しているが、これは、市議会傍聴研修27,940円及び自主事業17,829円の合計45,769円について、交付の対象となる経費以外の用途に使用したことから、交付金の返還を主張しているものと解される。

本件のうち市議会傍聴研修27,940円については、平成26年度の大徳連区における支出金額は190,371円であることから、仮に、市議会傍聴研修27,940円を控除したとしても、その残額が交付基準額78,488円を下回ることはないので、交付金の過払額が生じる余地がない。したがって、当該市議会傍聴研修27,940円に関する請求人の主張は、不当利得返還請求権に基づき返還を請求する前提を欠くものであって、理由がない。

また、請求人は、本件のうち自主事業17,829円は、「ほとんど食事代分あり」としているが、これを窺う事情を認めることができない。

さらに、本県において、民生委員協議会活動の進展を図るための財政的な援助が、重要な事業であることは、前述のとおりである。この趣旨を考慮すれば、交付要綱における交付の対象となる経費の項目は、必ずしも形式的かつ限定的に考えるべき必要はなく、支出目的を十分検討した上で実質的な判断をすべきであって、経費項目に明示がないからといって、これを直ちに否定する理由はない。本件のうち自主事業17,829円についても、民生委員協議会の開催の趣旨に沿ったものとして、交付の対象となる経費として認めることに違法性又は不当性があるとまではいえない。

したがって、本件のうち自主事業17,829円について交付の対象の経費

以外の用途に使用したとはいえず、請求人の主張には理由がない。

(5) 10 昼食代について

ア 認定した事実

- (ア) 「平成29年度民生委員協議会開催実績について」の添付資料である「奥町連区補足資料」の「支出内訳説明」には、「いきいきサロン事業の昼食会の弁当代16,020円」と記載されていた。
- (イ) 平成29年11月16日午前10時から午前11時30分までの予定で「おくちよう・いきいきサロン《瀬古》」が、瀬古会館（一宮市奥町地内）において開催されており、引き続き、当該行事の終了直後に、次回の同事業の開催に向けた反省点や改善点を話し合うための打合せ会議が行われた。「いきいきサロン事業の昼食会の弁当代」については、当該打合せ会議の際に、持ち帰り弁当を購入して、18名の民生委員の昼食代に充てた経費であることを関係人調査により確認した。
- (ウ) 平成29年11月16日のいきいきサロン事業は、奥町連区にとって初めての同事業の開催であり、平成29年度中の平成30年1月18日に第2回、平成30年3月15日に第3回の同事業を開催していることを関係人調査により確認した。
- (エ) 奥町連区が作成した「平成29年度会計報告書」のうち「支出の部」における「摘要」欄及び「金額」欄は、「いきいきサロン 昼食代 18名」及び「16,020」円であることを関係人調査により確認した。
- (オ) 「いきいきサロン事業の昼食会の弁当代」に係る領収証については、ほっともっと一宮奥町店（一宮市奥町地内）が発行しており、領収日は2017年（平成29年）11月16日、金額は16,020円となっていることを関係人調査により確認した。

イ 判断

請求人は、本件の「昼食代」16,020円を「対象品目外」として、平成29年度の奥町連区の補足資料に記載された「いきいきサロン事業の昼食会の弁当代」につき、交付の対象となる経費以外の用途に使用されたものであると主張している。この主張は、愛知県尾張福祉相談センターが一宮市を含む管内市町に通知した文書に「会議・研修後の懇親会費用、食事代、研修目的とは関係ない施設見学料等は経費の対象外です。」と記載されていたことからすれば、本件の「昼食代」は食事代に該当し、交付の対象となる経費以外の用途に使用したことになるのではないかとの指摘といえる。

そこで、検討するに、本件の「昼食代」は、奥町連区が初めて開催したいきいきサロン事業の終了直後に、そこに参加した民生委員18名が次回

開催に向けて、反省点や改善点の打合せのため相当時間の話し合いを行った際に提供されたものであり、その弁当代は民生委員1人当たり890円であったことが認められる。なお、この話し合い自体が、民生委員協議会の開催として認められるものであった。

そうすると、前述の経費として認められる食事代の目安からして、1人当たり890円であった本件の「昼食代」を「会議費・研究会費」として認めることに支障はない。

したがって、本件について、交付の対象となる経費以外の用途に使用したとはいえず、請求人の主張には理由がない。

第5 結論

以上述べたとおり、第2・2で適法な請求として受理した請求人の請求は、理由がないと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。

第6 要望

本件の判断は、以上のとおりであるが、今回の監査を踏まえ、以下のとおり要望する。

補助金の適正かつ円滑な交付手続を疑義なく行うために、交付要綱には、できる限り明確な定めが必要であるが、少なくとも次の諸点には課題がある。

- 1 「交付の対象となる経費」の項目を1から3までに列挙しているものの、これが限定列挙であるのか、例示列挙であるのか、必ずしも明らかでない。
- 2 「民生委員協議会の開催」に定義はなく、これが形式的な会議体の開催にとどまるのか、それとも、民生委員法第24条に規定された民生委員協議会の任務が尽くされていると認められる行事や企画を含むのか、必ずしも明らかでない。この開催回数は、交付額の減額の要件となっており、明確化が不可欠である。
- 3 民生委員協議会の開催に伴う「食事代（飲食代）」の許否及び金額の上限等をどのように考えるのか、明らかにされていないと、各民生委員協議会の運用について疑義が生じかねない。
- 4 実績報告書について、民生委員協議会の開催回数を記載する場合、内容の特定は不要か、収支計算書に記載する期間の期首及び期末はどのようにすべきかなどの実績報告書の記載方法について再検討の余地がある。さらに、実績報告書に関する添付書類のあり方及び5年間保存すべき関係書類の範囲の詳細並びに経由機関の役割も明らかにされるべきである。

こうしたことから、本件においては、補助事業者である一宮市民生児童委員協議会が保存していた実績報告書や添付書類を確認するだけでは、交付要綱に照

らして交付額が妥当かどうか判断できない事項があり、関係人調査をせざるを得なかった。本来、実績報告書や添付書類、現地調査の結果等が、県による交付金の額の確定に当たり整理されていたのであれば、このような手続を経る必要がなかったことを考えると、県による確認のあり方にも課題があったといえる。

したがって、交付金事務の透明性を確保するため、現在の交付要綱の改正あるいは運用基準の策定をするとともに、交付金の額の確定に当たり、事務の明確化と適確な審査が行われるよう要望する。

なお、本件においては、申請書及び実績報告書の経由機関である一宮市が、補助事業者である一宮市民生児童委員協議会の事務局を担っており、このような場合の取扱いについても、経由機関の役割と併せて整理されたい。

別記

1 請求人の主張①の詳細（民生委員協議会の開催回数）

- (1) 活動記録報告書が提出されているのは、23連区中、次表の連区数のとおりであり、愛知県知事への報告について、何を根拠に一宮市で作成したのか不明である。

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
連区数	15	19	18	17	12

- (2) 愛知県知事への報告は、毎年、民生委員協議会開催の予定が毎月1回のところ、実績も毎月1回となっている。次の例のとおり、活動記録報告書が反映されていない。

ア 平成26年度北方町連区民生児童委員協議会の活動記録によれば、民生委員協議会の開催回数は、県には毎月1回、年12回との報告であるが、活動記録報告書では、16回開催された報告になっている。そして、16回全てで交付対象経費が使用されている。

イ 富士連区において、平成25年5月、平成26年5月、平成27年5月の活動記録が0である。平成25年7月保育園七夕祭り、平成25年9月富士保育園敬老会、富士小学校運動会、平成26年2月保育園発表会、平成26年7月保育園七夕祭り、平成27年11月富士連区チャレンジ大会、平成28年3月小学校卒業式・保育園卒園式及び平成28年7月保育園七夕祭りとの記載先を未開催とした。

- (3) 交付基準額の減額計算書

連 区 名	未開催月数					交 付 基 準 額 の 減 額
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
神 山	3か月	—	—	—	—	14,652円
大 志	8か月	8か月	8か月	8か月	—	78,122円
富 士	4か月	2か月	3か月	1か月	—	37,774円
奥 町	—	—	—	1か月	—	4,460円
萩 原 町	—	—	2か月	—	—	9,768円
小信中島	—	—	1か月	—	—	3,774円
合 計						148,550円

ア 民生委員協議会実績報告が各連区、各年度、各月1回のため、民生委員協議会開催状況に該当しないものを対象とした。

イ 大志連区においては、定例会時コーヒー代記載が粉飾であるため、一宮市主導の4回だけとした。

2 請求人の主張②の詳細（交付金の過払額）

- (1) 大志連区、富士連区及び小信中島連区において粉飾が行われている。
- (2) 富士連区、丹陽町連区、大和町連区、今伊勢町連区、萩原町連区、三条連区及び木曾川町連区において計算違い（不明金を含む）、記入漏れ等の間違いがある。また、木曾川町連区において、会議の参加人員が年間約何名と記載されているが、愛知県知事への報告は実数で報告されている。平成25年度の場合は、愛知県知事への報告は428名となっているが、会計報告に添付されている資料では約540名となっている。平成29年度については添付資料もなく、どこにも記載されていない。
- (3) 宮西連区、丹陽町連区、今伊勢町連区、小信中島連区及び富士連区において改ざんが行われている。訂正箇所は消す、又は数字等を訂正し県に提出されている。
- (4) 平成28年度富士連区の収支計算書の添付資料は、一宮市職員が数字合わせをしているとしか思えない。しかも、コーヒー代100個×450円が4,500円の間違いのまま精算が行われている。
- (5) 小信中島連区の平成25年度収支計算書では、一宮市担当者のチェックの跡があるのに、会議費46,780円が83,780円に増額され、交付対象経費になっている。
- (6) 県福祉大会、尾西合同研修の経費について、連区や年度により交付対象経費の場合と含まれない場合がある。例えば、西成連区では、年度により交付対象経費の場合と除外の場合がある。
- (7) 平成27年度を例にとれば、小信中島連区84,908円、三条連区53,223円の会議費（お茶代）が、なぜ交付対象経費から除外されたのか不明である。
- (8) 大志連区において、平成26年度、地区定例会費43,050円を一旦交付対象経費と認めたにもかかわらず、その後除外したのか不明である。県提出の収支計算書によれば、平成26年度、11回、人数114名、35,290円、コーヒー代が使用されたことになっているが、内部資料では、3回、9,410円、平成27年度、金額45,850円となっているが、内部資料では、3回、8,694円、平成28年度、11回、人数114名、35,290円となっている。

また、今回の情報提供者で、平成16年12月1日から平成28年11月30日まで大志連区で民生委員をされていた方の内部調査では、平成25年度、県提出資料、12回、人数132人となっているが、会計帳簿等では、1回、2,772円しか確認できなかったとのことである。しかも、会議は行われていなかったとの証言である。
- (9) 木曾川連区において、平成27年度と平成28年度の合計で8枚29件、領収書のコピーが添付されていたが、県には1枚2件しか提出されていない。そ

れ以外は、県、一宮市において領収書等の確認が行われた形跡はない。平成28年5月15日分の代金の支払日が6月2日、領収書発行日が平成29年1月23日になっている。

- (10) 交付金の交付申請において、資料のある平成25年度から平成30年度までの間、前年度実績や民生委員数の増加にもかかわらず、各年度とも協議会開催に要する総経費、資料作成・購入費、会議費・研究会費、通信費の全てが同額であり交付基準による算定額とその他支出が違うのみである。
- (11) 大志連区において、前民生児童委員による在職中の入手資料や内部調査による粉飾の資料を提出しているも、一宮市民生児童委員協議会連絡会長、一宮市、県とも放置している。
- (12) これらを見かねて、市民ポストで一宮市長に調査依頼したが、一宮市長は担当課に丸投げし、担当課は規則で「調査できると記載されている」が「調査するとは記載されていない」とし、調査する気がない。

3 交付対象外経費の明細書

番号	項 目	交付対象外経費	主 な 除 外 理 由
1	交 通 費	18,033,764円	対象品目外
2	飲み物代(要確認)	4,135,354円	信頼性に欠ける
3	尾西合同研修	672,000円	ほとんどが食事代
4	出張旅費	301,000円	対象品目外
5	参加費	290,500円	対象品目外
6	日 当	57,500円	対象品目外
7	自主研修	45,769円	ほとんど食事代分あり
8	お礼・手土産	21,115円	認めない先もあり
9	お 茶	98,304円	内部資料記載なし
10	昼 食 代	16,020円	対象品目外
11	講師謝礼	50,000円	内部資料記載なし
12	不 明	115,349円	対象品目外
合 計		23,836,675円	

4 交付金額及び返還額合計の年度別内訳

年 度	交 付 金 額 A	支 出 金 額 B	交付対象外経費 C	返 還 額 合 計 A-(B-C)
平成25年度	2,127,040円	6,169,985円	5,723,799円	1,680,854円
平成26年度	2,122,240円	4,180,337円	3,692,769円	1,634,672円
平成27年度	2,122,240円	4,311,120円	3,796,606円	1,607,726円
平成28年度	2,132,120円	6,951,611円	6,485,847円	1,666,356円

平成29年度	2,130,440円	4,693,678円	4,137,654円	1,574,416円
合 計	10,634,080円	26,306,731円	23,836,675円	8,164,024円

5 交付基準額の減額及び交付金過払額の年度別内訳

年 度	返 還 額 合 計	交付基準額の 減 額	交付金過払額
平成25年度	1,680,854円	49,290円	1,631,564円
平成26年度	1,634,672円	27,084円	1,607,588円
平成27年度	1,607,726円	44,451円	1,563,275円
平成28年度	1,666,356円	27,725円	1,638,631円
平成29年度	1,574,416円	0円	1,574,416円
合 計	8,164,024円	148,550円	8,015,474円

別紙 関係法令等の定め

民生委員協議会活動費交付金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、適用されるもの）

（通則）

第 1 民生委員協議会活動費交付金（以下「交付金」という。）は、民生委員協議会活動の進展を図るため民生委員協議会の開催に要する経費について、予算の範囲内において愛知県内（政令指定都市及び中核市を除く）の単位民生委員協議会に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び基準）

第 2 第 1 に規定する交付の対象、交付基準及び交付額は次のとおりとする。

交付の対象となる経費	交 付 額
1 民生委員協議会の資料作成・購入費	次の算定基準による額を交付する。ただし、民生委員協議会の開催経費の支出決算額が、この算定基準による算定額を下回った場合は、当該支出決算額とする。
2 民生委員協議会の会議費・研究会費 茶代、会場借上料及び講師謝礼を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・算定基準による額 1 民生委員協議会ごとの毎年度 4 月 1 日現在の民生委員定数 1 人につき 2,640 円（改選年度においては、改選前（4 月から 11 月）定数 1 人につき 1,784 円、改選後（12 月から 3 月）定数 1 人につき 880 円。）。
3 民生委員協議会で必要とする通信費	<ul style="list-style-type: none"> ただし、民生委員協議会の開催回数が年 12 回に満たない場合は、未開催月における民生委員定数に 220 円を乗じて得た額（改選年度においては、改選前は 223 円、改選後は 220 円を定数に乗じて得た額）を減額する。 2 毎年度 4 月 1 日現在の民生委員協議会（改選年度においては改選後の増を含む。）ごとに 33,400 円。

（交付申請）

第 3 規則第 3 条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別記様式 1 のとおりとし、その提出部数は 1 部とする。

2 前項の規定による申請書の提出は、市部にあつては民生委員協議会連絡会長が市長を経由し、町村部にあつては民生委員協議会会長が町村長を経由し、毎年

度 5 月 10 日までに提出しなければならない。

ただし、年度途中で交付額の変更があった場合は、その都度新たに申請書を提出しなければならない。

(実績報告)

第 4 規則第 13 条に定める実績報告書の様式は別記様式 2 のとおりとし、その提出部数は正副 2 部とする。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、市部にあつては民生委員協議会連絡会長が市長を経由し、町村部にあつては民生委員協議会会長が町村長を経由し、翌年度の 4 月 10 日までに提出しなければならない。

民生委員協議会活動費交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、適用されるもの）

第 2 表の交付額の欄のうち算定基準による額

1 民生委員協議会ごとの毎年度 4 月 1 日現在の民生委員定数 1 人につき 2,664 円（改選年度においては、改選前（4 月から 11 月）定数 1 人につき 1,784 円、改選後（12 月から 3 月）定数 1 人につき 880 円。）。

ただし、民生委員協議会の開催回数が年 12 回に満たない場合は、未開催月における民生委員定数に 222 円を乗じて得た額（改選年度においては、改選前は 223 円、改選後は 220 円を定数に乗じて得た額）を減額する。

2 毎年度 4 月 1 日現在の民生委員協議会（改選年度においては改選後の増を含む。）ごとに 33,400 円。

民生委員協議会活動費交付金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、適用されるもの）

第 2 表の交付額の欄のうち算定基準による額

1 民生委員協議会ごとの毎年度 4 月 1 日現在の民生委員定数 1 人につき 2,664 円（改選年度においては、改選前（4 月から 11 月）定数 1 人につき 1,816 円、改選後（12 月から 3 月）定数 1 人につき 884 円。）。

ただし、民生委員協議会の開催回数が年 12 回に満たない場合は、未開催月における民生委員定数に 222 円を乗じて得た額（改選年度においては、改選前は 227 円、改選後は 221 円を定数に乗じて得た額）を減額する。

2 毎年度 4 月 1 日現在の民生委員協議会（改選年度においては改選後の増を含む。）ごとに 33,200 円。

民生委員協議会活動費交付金交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、適用されるもの）

第2 表の交付額の欄のうち算定基準による額

1 民生委員協議会ごとの毎年度4月1日現在の民生委員定数1人につき2,676円（改選年度においては、改選前（4月から11月）定数1人につき1,816円、改選後（12月から3月）定数1人につき884円。）。

ただし、民生委員協議会の開催回数が年12回に満たない場合は、未開催月における民生委員定数に223円を乗じて得た額（改選年度においては、改選前は227円、改選後は221円を定数に乗じて得た額）を減額する。

2 毎年度4月1日現在の民生委員協議会（改選年度においては改選後の増を含む。）ごとに33,400円。

愛知県補助金等交付規則（昭和55年3月26日規則第8号）

（補助金等の交付の申請）

第3条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他知事の定める事項

2以下 略

（補助金等の交付の決定）

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 略

（実績報告）

第13条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定）

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受

けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要なに応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

民生委員法（昭和23年7月29日法律第198号）

（民生委員協議会）

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

（協議会の任務）

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2以下 略